# 軍人恩給の請求はおすみですか

## 恩給法の改正により戦地加算が認められるようになりました。

支那事変、大東亜戦争等で戦地加算を加えれば恩給受給資格のある人は、今回の改正で相当数にのぼるかと思われます。

戦地に長年勤務された方でまだ恩給の請求されてない方は急いで請求して下さい。

**恩給の受給資格**

軍人恩給の受給資格は戦地加算を加えて十二年以上勤務した人です。

**戦地加算の地域の概要**

**1、満州従軍加算**

昭和六年九月十八日以降昭和十二年七月六日までは、戦地勤務したものは一ヶ月について三月、擾乱地勤務と国境警備は二月が加算されます。

昭和十二年七月七日（支那事変）以後は一ヶ月について、擾乱地勤務と国境警備は二月、その他の地域は一月半或は一月が加算されます。

**2、支那事変並大東亜戦争従軍加算**

◎支那事変

昭和十二年七月七日（支那事変勃発）以降昭和十六年四月三十日までの、香港と九竜半島を除く外支那全部は戦地勤務とし、一ヶ月については三月が加算されます。

昭和十六年五月一日からは事変地勤務となり、一ヶ月について二月が加算されます。

◎大東亜戦争

昭和十六年十二月八日からは南方全部と香港、九竜半島は戦地勤務とし、一ヶ月について三月が加算されます。

仏領印度支那は昭和十五年九月二十三日から昭和十六年四月三十日までは三月加算。五月一日以降は二月が加算されます。千島列島は昭和十八年五月十三日以降二月が加算されます。

**3、加算の基礎**

加算は月を単位に行ない、昭和二十年九月二日までです。九月三日から復員までは実役計算となります。

この戦地加算の概要は紙面の都合で地域によっては多少ズレがありますので、相当年月戦地勤務をされた方は厚生課へお問合せ下さい

# 昭和三十七年度分の個人県民税の減額及び還付について

昭和三十七年度分の県民税は税法改正により前年度にくらべると増額になりましたが、一方所得税が減税になり合算してくらべると総体的には減税となるように定められたものであります。

昭和三十六年度分の所得税を納めた方で昭和三十七年度分の所得税を納めなかった方については、所得税の減税を受けることができず、従って県民税だけがふえた形となりますので、これを是正するため六月一日から六月三十日までに本人の申請があれば、昭和三十七年度分の県民税を再計算し減額分を還付することに定められておりますので、該当される方は役場の税務課にお問合せのうえ減額措置を受けて下さい。

◎該当者は殆んどありませんが、当村役場で調査の上お知らせする予定です。

**〝自動車税〟を納めるには**

自動車税の第一期分は五月三十一日までですが、郵便局、財務事務所の窓口を利用することができます。

# 食中毒の発生防止について

一般に高温多湿の時は細菌の増殖が盛んであるから食品類の腐敗、変敗が早く、六、七、八、九月をピークとして発生しています。特に最近の急激な気温の上昇から、食品の取扱いや保存等の不注意による食中毒が今後も発生することが懸念されますので十分御留意下さい。

**一般的な注意事項**

(ｲ)魚介類は、鮮度のよいものを選んで購入すること。特に露店市場より購入する場合は注意すること。

(ﾛ)購入後は速かに調理して鮮度を低下させないよう注意すること。

(ﾊ)折詰は必ずその場で食べること。止を得ず持帰る場合は必ず熱を通してから食べること。

(ﾆ)祭礼時等には、暴飲暴食をつつしむこと。

(ﾎ)冷蔵庫は活用するが、過信しないこと。

(ﾍ)手洗いを実行すること。

(ﾄ)台所を清潔にして、まな板、ふきん等はよく洗い殺菌すること。

(ﾁ)ハエ、ネズミ、ゴキブリを退治すること。

(ﾘ)生水の飲用をつつしみ、寝冷えをしないこと。

# 一軒残らず赤十字に加入しよう

## 社費（一〇〇円）の納入を願います

赤十字は、戦争、平時を問わず常に人道博愛の精神により、災害救護や慈善事業を始め幾多の社会福祉に貢献してまいりました。

今年は赤十字が創立されてから、丁度一〇〇周年を迎えました。この一〇〇周年を記念していただく今赤十字全戸加入運動がすすめられております。

現在岩室村では約一二五〇世帯が赤十字に加入しており、毎年一〇〇円の社費を納めてもらっています。

赤十字には、男も女も、老若も若きも、誰でもが参加することができる。

それは、心ある人たちに、進んで赤十字社員になってもらうことです。

日本赤十字社は、一定の社費を納める社員によって組織された特殊な法人で、一切の社業は、その社員組織によって推進されており、社員になれる仕組になっています。

個人はもとより、団体、会社なども法人として社員になれる仕組になっています。

今年は、意義ある一〇〇周年を記念して未加入のご家庭では、もれなく加入下さるようお願いします。

近く区長さん、班長さんを通して社費の取まとめと、新加入のお願いにあがりますす。

加入された方には表札をおとどけします。

どこの家の入口にも一軒残らず赤十字の表札がかかげられるようご協力をお願いします。

# 農業事故から子どもを守ろう

田植がすんで田圃は一面の青畳を敷いたように早変りして、いよいよ農薬散布の本番がやって来た。

毎年農薬による事故がたえない。チョットの不注意が思いがけない事故を起こしている。

第一が乳幼児の誤飲、誤食である。

父親が柱時計の中にかくしていった農薬の壜を、子供が踏台に上って取り出し、これを「まゝごと」遊びに、茶碗について呑んだということがある。子供達はこのように好奇心に富み、また赤や青の着色は警戒にはならずかえって好ましく見えるようである。

赤ちゃんが這って行って、何でも口に入れるのは習性であるが、BHCやその他の農薬を呑んでやられた事件もすくなくない。乳児は成人の十分の一くらいしか抵抗力がなく、にがいとか臭いとかいう感じが明瞭でないので、何でも簡単に呑みこんでしまうのである。

この際は治療もまずまず不成功のことが多い。

台所が暗くて、おばあさんが、DDTをメリケン粉にまぜて団子をつくり、家族全員腹痛、嘔吐、下痢の末二、三日手足のしびれた事件もある。

つまり、食品でないものはすべて多量にとれば有害であるから、子供の手が届かないように別の場所にしまうこと、そして好奇心を起さないよう、日常から注意が必要である。

**◎農薬使用上の注意**

一、カギのかかったところに入れ、特に子供に注意する。

二、完全な服装と共同防除

三、手足、器具、衣類は必ずそのたびに洗う。

四、空袋は必ず焼きすてる

# 死亡社員には香華料を

今年から、不幸にして亡くなられた社員には弔詞（新潟県支部長塚田十一郎）と香華料（協賛委員は五〇〇円、一般社員は一〇〇円）が贈られることになりましたら、遺族の方は死亡届の際お忘れなく申出下さい。



# 日本脳炎の流行期が近づきました

小児マヒによりおそろしい日本脳炎は蚊によって伝染する病気です。

流行は毎年六月下旬から九月までの炎暑の時期に集中発生しております。

新潟県では毎年、数万人の人がこの恐しい病気の毒をもっている蚊にさされ感染しております。

幸いなことに蚊にさされても抵抗力のある人は発病せずにすみますが、抵抗力のない人、特に十五才以下の年少者と高年者にかかりやすいといわれています。

本村では別表の通り日本脳炎の予防接種をする予定です。

## 日本脳炎の予防として

**(ｲ)一般的な注意**

①過労をさけ睡眠を十分とる。

②栄養を十分とる。

③日光に長時間さらされることをさけること。炎天下に無帽で遊ぶことは甚だ危険です。

④蚊にささないようにする。（特に夜間睡眠中）

**(ﾛ)蚊、はえの駆除**

**(ﾊ)予防接種の実施**

予防接種を受けると同時に、家庭環境、周辺の蚊の駆除を図りお互いの幸福と安全のために、本病発生の防止につとめましょう。

※昨年二回行なった人は今年一回実施、今年始めて受ける人は二回行ないます。

**日本脳炎実施計画予定表**

| 期日 第1回目 | 期日 第2回目 | 会場 | 時間 | 実施範囲 |
|---|---|---|---|---|
| 6月11日 | 6月18日 | 間瀬小学校 | 午後2時～2時30分 | 間瀬小中学校，一般 |
| 14日 | 19日 | 和納中学校 | 午後2時～2時30分 | 和納中学校，一般 |
| 12日 | 20日 | 西小学校 | 〃　〃 | 西小学校，一般 |
| 13日 | 21日 | 東和納小学校 | 〃　〃 | 東小学校，一般 |
| 医師と〃 | 相談 | 岩室中学校 | 医師と相談 | 学童 |
| | | | 〃 | 学童 |

# 巡回文庫の利用について

巡回文庫を設けます。

近く婦人会支部長宅へ図書を届けますので御利用下さい。二ヶ月位で交換の予定です。さし当り和納地区から始めます。

**希望の本があつたらどうぞ**

○本の名

○発行所

希望者　住所

氏名

# 子どもを水から守ろう

## 水死事故の概況

夏がやって来ると毎年のことながら、水による事故がめだって増える。

その事故の原因はチョットの油断や不注意。

水に対する基礎知識の不足などがあげられる。以下水死事故の実態を県の資料からさぐってみよう。

**1、水死事故の年令別状況**

○水死事故の全体の四割が五才以下、約三割が六才から十一才となっている。

○五才以下の幼児については、誤って転落死したものが九割に及んでいるのであって、一人遊びまたは幼児同志の遊びがきらいなもの。保護者が仕事のかたわら子守りをしていたすきに遊び出たもの。

兄姉や近所のこどもに幼児を見守るように頼んだが、たのまれたものが油断をしたため起きた事故が多い。

これらの事故の場所は用水、堀（溜）が五～六割に達し、次いで川（小川）池（沼）などが目立つ。

○六才～十一才については水泳と水泳以外の事故が半々になっている。

この年令における水泳の基礎教育と、水辺における注意を徹底しなければならない。

○十二才～十九才については水泳によるものが三分の二をしめており、二十才以上では水泳以外の原因が多くなっている。

**2、原因別の状況**

○水の事故というと、水泳に基づく事故を考えがちであるが、むしろ水泳以外の事故が半数以上を占めている。

○ここで更に注意しなければならないことは、三分の二の多くを占めている水泳以外の水による事故である。

この水泳以外の水による事故を更に細くみると「保護者の監護のすきに」と「幼児に水遊びをさせていたすきに」起きた事故が半数前後になっていること、「水遊び以外の本人の不注意による事故の防止策を、みんなで真剣に考えよう。

# 新鋭大型防除機 カーペットスプレーヤー 二台が到着

昨年はヘリコプターによる航空防除を実施し、水稲の病害虫をなし成果を収めたが、今年は農村労働力の急激な減少と農業経営の近代化に伴い、病害虫の防除体制も単なる共同防除から、請負防除方式による効果的防除の体制を推進するため、新鋭大型防除機「カーペットスプレーヤー」二台を県共済連から借り受け、防除に当ることになった。

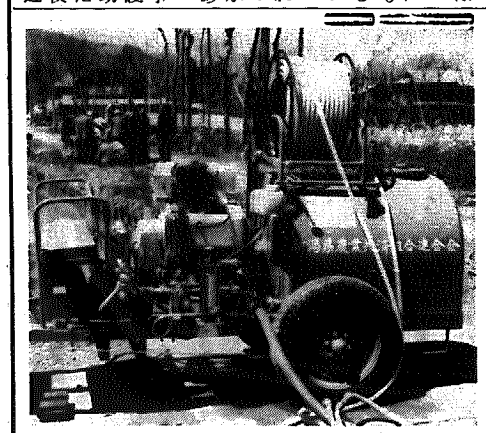

最盛期での成功が期待されている大型防除機

この機械は一日実働五時間の場合、次の能力を有しており、最盛期での成果が期待されている。

一日一台当り防除面積

**二化メイ虫一化期**　一八ヘクタール

**二化メイ虫二化期**　一六ヘクタール

**葉いもち**　一二ヘクタール

**首いもち**　一〇ヘクタール

**御利用下さい**

## 〝税〟の相談日

「税の相談日」が開設されることになりました。毎月五の日（五日、十五日、二十五日）が税の相談日です。五の日が休祭日であれば翌日です。

匿名相談として税務署の管轄にかかわらず実施し、相談者の住所、氏名は後日連絡を要するなど、相談者が希望する場合以外は原則として聴取しない。

税務署の担当は原則として係長以上がこれに当る。

# 消防団定期演習は六日、岩室地内で

恒例による消防団の定期総合演習が、六日午前八時三〇分から岩室地内に於て挙行されます。皆さんが日頃防火、防犯に対し、深く関心を寄せられ御協力をいただいていることを感謝申し上げます。年一回行われるこの消防演習により、村民の皆さんから益々警火思想の昂揚に励んでいただくと同時に、消防団員が志気を振作し団結を益々強固にして、消防任務遂行のために訓練される日でありますので、何分の御協力をお願いします。尚仮装放水演習が岩室地内に実施され、水利は西裏の貯水池、東裏の矢川、その他を使用し、県道上に放水されます。